

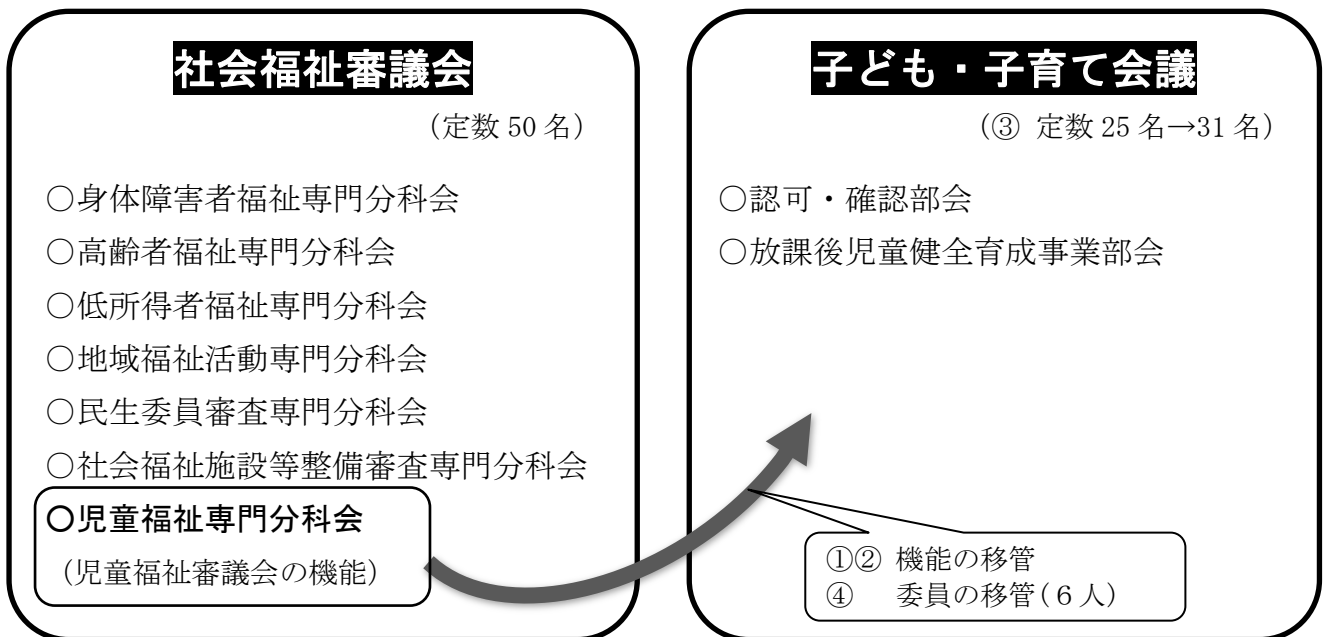
札幌市子ども・子育て会議条例の改正について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援新制度の開始を契機に、児童福祉に関する事項の審議の迅速化・効率化を図るため、附属機関（子ども・子育て会議と社会福祉審議会）の役割分担を見直すとともに、関係委員の移管を行うもの。（施行日：平成 27 年 4 月 1 日）

2 改正の概要

- ① 社会福祉審議会から児童福祉審議会機能を削除
- ② 子ども・子育て会議に児童福祉審議会機能を付与
- ③ 子ども・子育て会議の委員定数の増（25 人→31 人）
- ④ 社会福祉審議会から子ども・子育て会議へ委員を移管（6 人）



※ 児童福祉審議会の機能の移管に合わせて、新規部会の立ち上げや部会権限の整理を行う。
 （新規部会の立ち上げや部会権限の整理は、子ども・子育て会議の決議による）

3 参考資料

- ・資料 1：改正後の札幌市子ども・子育て会議条例（下線部分は主な改正箇所）
- ・資料 2：札幌市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）委員名簿